

特定事業（愛知県営鷺塚住宅PFI方式整備等事業）の選定の一部変更について

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第7条の規定により、令和元年6月17日付けで特定事業として選定した愛知県営鷺塚住宅PFI方式整備等事業について、事業内容を一部変更したため、同法第11条の規定による特定事業の選定に当たっての客観的な評価を次のように変更します。

令和元年10月4日

愛知県知事 大村 秀章

1（5）「ア 事業方式」の文中「本事業は、PFI法に基づき実施し、特定事業者が自らの提案をもとに既存住棟等の解体撤去、建替住棟等の設計・建設等を行い、県に所有権を移転するBT（Build Transfer）方式により整備を行う本体事業（特定事業）と、用地活用企業が民間施設等の整備を行う付帯事業を一体的に行うものです。」を「本事業は、PFI法に基づき実施し、特定事業者が自らの提案をもとに既存住棟等の解体撤去、建替住棟等の設計・建設等を行い、県に所有権を移転するBT（Build Transfer）方式により整備を行う本体事業（特定事業）と、提案に応じて、用地活用企業が民間施設等の整備を行う付帯事業を行うものです。」に変更する。

1（5）「ウ 事業範囲」の文中「事業者が実施する事業範囲は以下のとおりとします。」を「事業者が実施する事業範囲は以下のとおりとし、付帯事業を行わない場合は（ウ）を除くものとします。」に変更する。

1（6）「ア 事業契約の締結」の文中「令和元年12月」を「令和2年3月」に変更する。

1（6）「イ 事業期間」の文中「令和元年12月から令和5年5月まで」を「令和2年3月から令和5年9月まで」に変更する。

1（6）「ウ 活用用地の譲渡時期」の文中「活用用地内の既存住棟等の解体撤去完了後、県との協議によるものとします。」を「付帯事業を行わない場合を除き、活用用地内の既存住棟等の解体撤去完了後、県との協議によるものとします。」に変更する。

2（3）「ウ 県営住宅と活用用地の一体的な計画によるまちづくりへの寄与」を削除する。

2（4）「総合評価」の文中「施設整備等の本体事業とともに付帯事業の効率的な実施が期待できます。」を「良質な建替住棟等の整備の効率的な実施が期待できます。」に変更する。